

## ■ 巡回指導における主な指摘事項（令和6年度）

【件数の多い順】

<b>1 点呼関係</b> [42件]
<p>① 点呼記録の電磁的保存未実施</p> <p>② 点呼状況の録音、録画による記録保存未実施</p> <p>③ 電話点呼時の音声録音未実施</p> <p>(※ 令和6年4月1日から、点呼の記録については電磁的記録として3年間保存すること、並びに点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については録音のみ）し、その電磁的記録を90日間保存することが義務付けられています。)</p> <p>(※ 点呼記録の電磁的方法による保存については、点呼を実施した日から1週間以内に行ってください。)</p> <p>④ 点呼記録一部未保存</p> <p>⑤ 点呼未実施あり</p> <p>⑥ 点呼実施体制の不備（運行管理者による点呼が1/3未満の状況）あり</p> <p>⑦ 運行管理者のセルフ点呼あり</p> <p>⑧ 選任届をしていない者による点呼実施あり</p> <p>⑨ 点呼時刻の記録に齟齬あり</p>
<b>2 初任運転者に対する特別な指導関係</b> [33件]
<p>① 初任運転者教育の記録不備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実技指導のドライブレコーダーの記録保存不備</li><li>・実技指導の運行記録計の記録保存不備</li><li>・座学指導の記録不備</li></ul> <p>(※ 実技指導の20時間分についてドライブレコーダーの記録及び運行記録計の記録を3年間保存する必要があります。)</p> <p>② 初任運転者の事故歴未把握</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・運転記録証明書未取得</li></ul> <p>(※ 運転記録証明書等により雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する必要があります。→ 事故惹起運転者に該当する場合は「特定診断」の受診が必要です。)</p> <p>③ 初任運転者の実技指導の時間不足</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車種区分についての誤認による時間不足</li></ul> <p>(※ 乗務予定の車種区分と同一又はそれより大型の区分のバスにより20時間以上必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指導時間の捉え方の誤認（休憩時間等も含めるなど）による時間不足</li></ul> <p>(※ 実際にハンドルを握っている運転時間で20時間以上必要です。休憩等の時間は含みません。)</p> <p>④ 初任運転者の座学指導の時間不足</p> <p>(※ 国土交通省告示で示されている所定の項目(6項目)について合計10時間以上が必要です。)</p> <p>(※ 他社における運転経験如何に関わらず、運転者として新たに雇い入れた方については、適性診断とともに初任運転者に対する特別な指導の実施が必要です。（同一事業者で過去に運転に就かれていた方であっても、一度退職した後の再度雇用の場合は、初任運転者とみなされ特別な指導が必要になります。）)</p>
<b>3 輸送の安全に関わる情報の公表・報告関係</b> [21件]
<p>① 輸送の安全に関わる情報の国への報告が未了</p> <p>② 輸送の安全に関わる情報の公表が未実施</p> <p>(※ 輸送の安全に関わる情報については、毎事業年度の経過後100日以内に、インターネットの利用（ホームページ）等により公表するとともに、国へ報告すること（国への報告システムに入力し、内容について確定処理を行うことにより完了。）が義務付けられています。)</p>

**3 運賃の收受関係** [21件]

- ① 深夜早朝運行料金の未收受あり  
(※ 令和5年の運賃料金見直し以降、22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間(運行前、運行後の各々1時間)又は走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、当該時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたりの料金については、2割の割増が適用されます。(2割以内ではありません。)
- ② 下限割れあり(総走行距離・時間の端数処理誤り、車種区分単価の取り違い等によるもの)  
(※ 走行距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げ、走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げます。)  
(※ 令和6年3月に公示された新運賃・料金(車種区分に「通勤ター車」入り)を適用する場合、車両によっては車種区分が変わるものがあり得ますので、留意が必要です。)
- ③ 運賃・料金に係る必要な届出が未了  
(※ 新たに公示された新運賃・料金を適用する場合には、あらかじめ国への届出が必要です。また、スクールバスなどの年間契約による運賃・料金(実働率等に乗じて年間契約額を算定する場合)についても別途届出が必要です。)
- ④ 走行距離の端数処理を行わずに運賃計算を実施
- ⑤ 交替運転者配置料金の計算誤りあり

**5 車内の事業者名等の表示関係** [18件]

- ① 事業者名・登録番号の表示なし  
(※ 車内には、事業者の氏名又は名称、自動車の登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならないことになっています。)
- ② 「禁煙」表示なし  
(※ 車内には、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならないことになっています。(なお、当規定は、令和5年8月1日以降新たに事業の用に供する車両に適用されるものになります。))

**6 過労防止関係** [17件]

- ① 連続運転時間基準違反(4時間超え)あり  
(※ 30分以上の運転の中断を分割する場合は1回につき10分以上が必要です。運行指示書において、休憩等が確実に確保されるように指示(明記)することが重要です。)  
(※ 高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努めてください。)
- ② 交替運転者の配置基準違反(実車500km超の運行で運転者の体調報告なし)あり  
(※ 交替運転者の配置基準では、1日の乗務の合計実車距離が500km超のワンマン運行を行う場合、当該運転者は乗務中の体調報告を行い、その結果は記録・保存されなければならないことになっています。)
- ③ 休息期間9時間未満の運行あり  
(※ 令和6年4月1日から適用となった改正「改善基準告示」では、休息期間は、勤務終了後「継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない」ものとなっています。)
- ④ 1日の拘束時間15時間超えあり  
(※ 同じく改正「改善基準告示」では、1日の拘束時間は13時間を超えないものとし、これを延長する場合の最大拘束時間は15時間(改正前から1時間短縮)となっています。)

**7 健康診断実施関係** [13件]

- ① 未受診者あり(新規採用時又は前回受診から1年以内)  
(※ 定期的受診については、1年以内ごと(深夜業に常時従事する者は6ヶ月以内ごと)に必要です。)
- ② 一部受診記録なし

**8 運転者に対する一般的指導監督関係** [11件]

① 一部未実施あり

- ・教育欠席者に対するフォローアップなし
- ・未実施の教育項目あり

(※ 国土交通省告示で示されている指導監督指針の全項目について、選任している全ての運転者に対し、年1回以上教育を行うことが義務付けられています。教育欠席者については、確実にフォローアップを行うことが必要です。)

② 教育記録の不備

- ・教育に使用したドライブレコーダー映像の保存なし
- ・教育記録の不足等の不備あり

(※ ドライブレコーダーの記録を利用した教育を実施した場合は、その記録を含めて指導監督の記録として3年間保存しなければならないことになっています。)

③ ドライブレコーダーの不備

- ・運転者席用カメラの取付なし
- ・運転者の映像記録保存に不備あり

(※ 運転者用カメラにより撮影される映像については、運転者の挙動、変速装置及びかじ取りハンドルが記録されるものでなければなりません。カメラの取付位置には留意が必要です。)

(※ 装着が義務付けられているドライブレコーダーについて、令和6年11月30日をもって経過措置が終了し、同年12月1日からは全てについて国土交通省告示で定める性能要件が適用されています。)

**9 運行記録計による記録関係** [9件]

① 一部記録なし

② 運行距離記録の出力に不具合あり

③ 運行記録計の不具合により記録が確認できないものあり

(※ 令和6年4月1日以降(令和6年3月31日以前に登録を受けた車両については令和7年4月1日以降)、デジタル式運行記録計により記録を行い、電磁的記録として3年間保存することが義務付けられています。)

**10 車両の定期点検関係** [8件]

① 3ヶ月点検の未実施あり

② 一部記録なし

(※ 点検整備記録簿の写しについては、営業所において適切に管理(1年間保存)されていなければなりません。)

**11 適性診断実施関係** [7件]

① 高齢運転者の適齢診断の未受診あり

(※ 65才に達した日以後1年以内に1回受診、その後75才に達するまでは3年以内ごとに1回受診、75才に達した日以後1年以内に1回受診、その後1年以内ごとに1回受診が必要です。)

② 初任運転者の初任診断の未受診あり

**11 車体表示関係** [7件]

① 事業者名表示なし

② 「貸切」表示なし

(※ 車両の外側には、使用者の氏名、名称又は記号並びに「貸切」を見やすいように表示しなければならないことになっています。)